

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和5年1月30日

**埼玉県民対象 宮内庁埼玉鴨場の見学会を開催します
— 3年ぶりの開催、3月7日(火曜日) —**

埼玉県では、皇室が内外の賓客を接待する場として使用される埼玉鴨場の見学会を、宮内庁の協力を得て開催します。近年、新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いていたため、約3年ぶりの開催となります。

普段は一般公開されていない場内を見ることができる貴重な機会です。参加を希望される方は是非お申し込みください。

● 実施概要**1 日時**：令和5年3月7日（火）

第1回 10:00～11:15

第2回 14:00～15:15

2 場所：宮内庁埼玉鴨場（越谷市大林39）

北越谷駅西口から徒歩15分。車、バイク、自転車での来場はできません。また、御休所等建物内の写真撮影は御遠慮ください。

3 対象：県内在住の方（小学生・幼児は保護者同伴）

各回15人程度（抽選）

4 費用：無料**5 申込方法**：電子申請もしくは郵便はがきでお申し込みください。

当選者には2月28日（火）までに代表者宛て通知します。

落選された方への通知はありませんので御了承ください。

○電子申請

リンク先よりお申し込みください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/library-info/fureai0502-01.html>

○郵便はがき

1枚につき2人までお申し込みいただけます。以下の必要事項を明記の上、申込先に送付してください。

- ・参加希望回（いずれか一つ）
 - ・氏名とふりがな
 - ・郵便番号、住所
 - ・電話番号
- } 参加希望者全員分（代表者に○印を付記）

6 申込先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県環境部みどり自然課 宛て

7 締切：第1回、第2回ともに令和5年2月16日（木）必着

8 主催：埼玉県

9 問合せ：埼玉県環境部みどり自然課
電話 048-830-3156

(参考)

○鴨場について

「現在、宮内庁が管理している鴨場は、埼玉県越谷市の「埼玉鴨場」と千葉県市川市の「新浜鴨場」の2か所があり、両鴨場のそれぞれ約12,000平方メートルの元溜（もとだまり）と呼ばれる池には、毎年1万羽を超える野鴨などの渡り鳥が越冬のため飛来しています。鴨場は、鴨の狩猟期間（11月中旬から翌年2月中旬）に、天皇陛下の思召しにより内外の賓客の接待の場として使用されています。」（宮内庁HPより）



○見学コースについて

■鴨場正門前（集合）→ 映写室・御休所 → 引堀・大覗き → 食堂 →
鴨場正門前（解散） 1時間15分程度